

源氏物語奥入の成立について：待井説に賛成する

今井，源衛
九州大学助教授

<https://doi.org/10.15017/12323>

出版情報：語文研究. 11, pp.1-9, 1960-09-25. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

源氏物語奥入の成立について

——待井説に賛成する——

今井源衛

池田亀鑑氏は、その大著「源氏物語大成巻七」その他において、源氏物語の成立事情について斬新な説を立て、現存宇治十帖はいわば原作のダイジェストともいふべきものであり、第一部、第二部において、現存本の巻名巻序等が必ずしも原形そのまゝとも限らぬ旨の主張をされた。そして、その根拠としては、現存する青表紙原本やこれにもつとも近い大島家旧蔵雅康筆本・明融筆本などの各巻末附載勘物、即ち氏のいわゆる「第一次奥入」と、別冊にまとめられた自筆本その他の「第二次奥入」との間に見える注本文の相違や、伊行積あるいは現存系図に見られない記述をもつ古系図の存在などを挙げられたのであった。古系図による「巢守の三位」を中心とする原紐梅推定論については、すでに岡一男・藤村潔その他の方々による反対論があり、また一方、稲賀敬二氏による池田説の発展も見られて、なお帰する處がないように思われる。また前者の奥入の問題については、すでに山脇毅氏や待井新一氏によつて、「第一次」と「第二次」の両奥入の成立順は、むしろ逆であろうと批判され、大津有一氏も、「第一次」奥入の形をもつ天理図書館蔵本為朝

筆本などの巻末奥入に、「第二次」奥入の本文も多く混入していることから、なお問題が多く、池田説にはにわかに従い難いとされているようである。

私も以下、奥入の問題につき、二三の例をあげて、結論的には山脇氏や待井氏などの説に賛意を表してみたいと思う。

一

池田氏は右の「第一次」と「第二次」奥入の記事について総括した叙述八項の中で、「源氏物語大成」九一頁）、その四として、

他の帖末に存すべき奥入がまとめて掲げられ、或ひは巻を異にして掲げられているものがあること。これは単なる錯簡でなく、物語の構想、巻冊の立て方等に関係するものであるらしい。

と言つておられるのであり、この頁に掲げられた奥入に関する八項に亘る結論の中でも、この第四項は、おそらく最も重要な意味をも

つた発言のように思われる。

そして、この結論を裏づける論述を、それ以前の各巻毎の検討記述の中から採し出すと、大要、

一、大島本空蟬巻末奥入「なかゝみ」の注が、自筆本その他第二次奥入では帯本巻にある。

二、大島本奥入では、須磨巻と明石巻との注が悉く入替っている。

三、大島本奥入少女巻にある「萬春楽」「はちすの中のせかい」「此殿」の三つは、自筆本では「萬春楽」のみ別筆貼紙で竹河巻に、他の二つは、初音巻に位置している。

四、大島本奥入では「史記異世家」の項が竹河巻にあるが、第二

次奥入では、空家自筆本では竹河巻、高野本と東山御文庫本では竹河巻の前の四事項となる。
この中、一・二・四は後回しとして、以下、まず三の問題から、考えてゆくことにする。

二

「万春楽」の一条については、左に諸本の本文を対照することから始めよう。

<p>A 大島本（第一次）</p> <p>〔少女巻〕</p> <p>万春楽踏歌之曲名也 万春楽のことは はんすらく 二反 くわうえんそうおく せんねん 二反 くゑんせいいくゑうく ゑんねんくわうれい 二反</p>	<p>B 自筆本（第二次）</p> <p>〔竹河巻〕（貼紙）</p> <p>一、踏歌曲 万春楽のことは はんすらく 二反 くわうえんそう。 おくせんねん 二反 くゑんせいいくゑうくゑ。 ねんくわうれい 二反</p>	<p>C 類従本（第二次）</p> <p>〔竹河巻〕</p> <p>踏歌曲 万春楽のことは はんすらく 二反 くはうみむそう がくせんねん 二反 くゑんせいいくゑそくゑか、 ねんくはうれい 二反</p>	<p>D 京大本（第二次）</p> <p>〔初音〕</p> <p>万春楽のことは はむすらく 二返 くわうみむそう 二返 おくせんねん 二反 くゑんせいいくゑうくゑ ねんくわうれい 二返</p>
<p>これは催馬楽にて候多氏はかり つたへて候すへて踏歌にはわか いへこのとのはんすらくなにそ もそのさいはら四をうたひ候 三反呂に候</p>	<p><small>催馬楽不可燃等と云入名家目六</small> これはさいはらにて候いつれの 人々つたへさせ給はす多氏はか りにはつたへて候すへたうかに はわかいかへこのとのはんすら くなにそもそのさいはら四を うたひ候これみなれうにて候</p>	<p>いつれの人にもつたへ給はす多 氏はかりにはつたへて候すへ たうかに我家 此殿はんすら くなにそも所々のさいはら四を うたひ候是皆れうし也</p>	<p>これは催馬楽にて候多氏はかり つたへて候すへて踏哥にはわか いへこのとのはんすらくなにそ もにこのさいはら四をうたひ候 みなおもひくゝに候</p>

この引用文のテキストは、大島本・自筆本は「源氏物語大成巻七」により、類従本は流布板本、京大本はその写真によつた。類従本は諸本中自筆本にもっとも近いものであり、京大本は天津有一氏が別系統とされた中の一本である。

この万春楽の歌詞の意味については、河海抄が西宮記を引いて説明している通り、「我皇延祚億齡万春楽・元正慶序年光麗万春楽」の誤り訛つたものであらう。しかし、自筆本の仮名文を始めとして、この原詩に一致するものはなく、また自筆本貼紙の筆者が定家ではなくて楽人の多久行であるらしいところからみても、原詩への接近度を云々することはこの際意味が薄いであらう。とすれば、この四つの中で、仮名文に現れたかぎりに於いて、奥入本文としてどれがオリジナルなものを決定する外はない。

この際まず問題となるのは、自筆本において、それが貼紙となつていることである。「大成」の附注によれば、一〇三丁ノ表から一〇三丁ノ裏まで「ヤヤ小型ノ別紙一枚ノ中央ヲ粘葉風に貼ル」とあり、料紙は杉原紙だといふ。また自筆本の忠実な臨模である高野本には、「多久行」の三字を目して「是自筆」と兼冬が注しているのであり、池田氏も、「多久行」の次行以下を別筆と注しているところを見ると、兼冬と同じくこの三字は定家の注と認めておられるらしい。又その文面が書翰らしきものであることも明らかである。同じく自筆本の匂宮巻に見える他の貼紙は、風俗の「八乙女」の歌詞を記したものであるが、これにも定家は多久行と記しており、その文面を見るに、歌詞を記したあとに

かみのやすともうたひ候のことにはみつのおち候、

たるおほせにし□かふへく候かくのこゝもいまのよに下らうのしりて候は候すかく申上候へともしひかことなんともや候らん

とあり、この損傷箇所は、大島本、類従本、京大本などによつてみると、

かさねたるおほせにしたかふへく候
であつたらしく、また「おち」は「せち」の誤説であらうか。ともかくもこの一葉も定家の質問に対する久行の返書であること明白であることも有力な参考にならう。

とすれば、この「万春楽」貼紙一葉は、「八乙女」の一葉と共にそれと酷似した他の奥入諸本本文の中のオジリナルな位置を占めるべきこと疑いないであらう。当面の問題である第一次奥入の大島本との前後関係についてのみ云うならば、もし自筆本のこの一葉が、大島本など第一次奥入の書写によつたものだとするならば、定家は何が故に再度新しく多久行の書を得る必要があつたか。たとえ、それが久行の親書でないにしても、他の第三者にわざ／＼この一条と「八乙女」一条にかぎつて、そうした手続をとつた理由が分らないのであり、さらに、ここに至つてはじめて、定家は自ら紙面の中央に「催馬楽不可然事賦云々」の文字を加える必要があるか。逆に、自筆本貼紙を先と考えればすべては解決することであり、末尾の「みなれうにて候」（自筆本）と「三反呂に候」（大島本）との相連も、前者から後者へという変化は考えられても、その逆はやや考え難いではあるまいか。

尤もこの別紙一葉が、まずはじめは定家の源氏物語手沢本の竹河

(かどうかは分らないが)巻末に貼附されていたものが、後に他の勘物とともに、切出されて別冊に貼り直されたということはあり得ることかもしれない。諸家の云われるとおり、自筆本奥入の跋文が、奥入にはじめにそうした真の意味での各巻末奥書であった段階があったことを明かにしている。けれども、その段階のこの一葉は、現存する大島本奥入本文とは全く別個のものであること明らかであり、この一葉がはじめから別冊奥入に貼りつけられたものであろうと、手沢本竹河巻末にあったものであろうと、大島本の素性そのものとは直接的には無関係といわねばならない。また同じく第二次奥入と云われるものながら、末文における自筆本、類従本、京大本間の相違も大きく、京大本の「みなおもひ／＼に候」は必ずや大島本の「三反呂に候」から誤写関係で繋るものであつても自筆本の「みなれうにて候也」や類従本の「皆れうし候」には繋りうべくもない。少なくともこの項に関するかぎりは、別系本の奥入りは、むしろ大島本に近く自筆本に遠いのである。これまた、第一次(大島本)↓第二次(自筆本その他)という図式に反証を与えるものであろう。

また神宮文庫蔵「源語古抄」は奥入諸本中もつとも整理され増補の進んだものであるが、そこには万春楽の注は初音、竹河の函巻に見えている。即ち竹河巻では、自筆本と同じ歌詞を記したあとに

これはさいはら也多氏これをつたふすへて踏歌にはわかいへこののとはんすらくなにもその四をうたふ也

とあつて、この部分は自筆本、第一次本、別本の何れともつかぬ形である。また初音巻では、

はんすらく二反 くわうはんおくせんねんくゑむせいくゑうく

ゑねんくわうれい

これはさいはらにて候いつれの人々もつたへ候はす多氏はかりにつたへ候すへてうかにはわかいゑこののとはんすらくなにゝもに

此催馬楽四にて候これみなれしにて候

とあつて、これまた右の四種の本文との遠近を計りかねる。「源語古抄」編者の私意による改訂もあるのであるうか。さらに降つて、紫明抄でははじめの「二段」の注記が「一段」、最後の「二段」が「三段」となるほか、末尾が「わかいへこの殿はんすらくさいはらこれらの四をうたふ呂歌多氏のほかつたへす」と変つている。これが「異本紫明抄」に至ると、

はんすて一段 くわうえんそうおくせんぬん二段 くゑんせい

くゑうくゑうねんくりうれい三段

是は催馬楽也誰人もつたへたることなし多氏はかりつたへたりすへて踏歌にはわか家こののとはむすらくなにもこの催馬楽四をうたふ也みな呂にて待也

と書し、「呂」の文学を手がかりとすれば紫明抄と共にこれはどうやらA(大島本)から糸を引いているように思われる。ところがさらにこれに続けて

難義

踏歌曲 多久行

万春楽のことは

はんすらく二段 くわうえんそうにてせねん二段 くゑんせいゑうくゑんはねんくわうれい二段

權馬楽不可然事歟不入名家目六

是はさいはらなり

己 奥入

文中傍点の「にて」は「おく」の誤写であらうし、その他も未刊國文古注釈大系の活字が何処まで信用しうるか疑問は残るのであるが、この「難義」以下が自筆本の本文そのままであることは、全体の形式や定家の評言のあることその他によつて明らかである。とすれば、異本紫明抄の著者は、万春楽についての流布の奥入本文とは別に、その難義解明の一助として、白筆本系奥入の本文一見の機会を得て、それを併せ記したものと思われるのであり、その流布本文がオリジナルな白筆本とは、かなり變つたものとなつていた事を意味している。そして、この当時の流布奥入らしきものが、前途の如くもし大島本などに見える第一次奥入に近いものとすれば、やはり、奥入の成立順序は第二次→第一次という風に考へて然るべきかと思われるのである。⁽¹⁰⁾

なお池田氏は、万春楽の注が竹河、少女、初音と諸本によつて移動していることに注目して、オリジナルな構想と巻序とに關聯する問題だとされているけれども、それは必ずしもさしたることではない。白筆本やこれに近い類従本に於いて竹河巻に置かれていることは、竹河巻に男踏歌の梨目冷泉院が口ずさむという万春楽の本文があるかぎり不審ではない。もちろん初出は初音巻であるから、正しくはそこに位置すべきであらうが、たまたま多久行の返書を受取つた定家が、うっかりして竹河の方に貼りつけてしまったと見ても差支はあるまい。もとよりそれだけでは大島本において「踏歌儀」はちすの中のせかい。「此殿」と共に、少女巻末に附載された事の意

味はもちろん明かには分らないが、現存本の内容に即して考えるとすれば、少女巻の寮試の考証記事につづけて詳細な同種の踏歌儀に關する長文の「新儀式」の引用も、同類の考証をまとめる点ではや肯かれるものがあり、以下それに引かれて踏歌曲である万春楽の記事、さらにその曲中に名が出る「此殿」が加わつたものであろうか。ただし「はちすの中のせかい」はやや趣を異にし、初音巻には巻末奥入がないという甚だ消極的な理由を挙げることしかできない。しかし、それでもその逆にはじめに大島本にかくあるが故に、初音巻の内容や巻序に問題ありと考へるよりは、よほど穩当と思われるのである。ついで、それが京大本および別本で、正しく初音巻に移された事については、單純に修正の手が加わつたものと見ても済むことであり、「源語古抄」のごとく、初音、竹河兩巻に亘るものは、重出を意とせず、注の記事を充実させる方針に出たものである。同一事項の重出例は、白筆本においても、他に二三の例が見られるところである。

三

次に前に残した問題に帰つて、第一次奥入空蟬帖末「なかゝみ」の注についてはどうか。

このことも一次二次の成立順を逆に考へればある程度解決できるようである。問題の「なかゝみ」の項は白筆本によれば次にづく「なか河」の項とともに、九丁裏全面を占めて一行の余白もなく、

これに同一見開きをもって続く十丁表から「空蟬」巻となり、「空蟬」の巻名は、その冒頭に掲げられている。また直前の九丁裏は白紙であり、それを介して前の方の帯木巻に接している。つまり九丁表という白紙の介在によって、それ以前の帯木巻の注と断絶した印象がある上に、同一見開きの中央に位して「空蟬」とあることから、この「なかみ」「なか河」の両条を、空蟬巻の注と見誤ったものであろうか。自筆本奥入では、巻が改まるるとき、殆んどのばあいに、その境に白紙あるいは大きな余白を設けており、それのないのは例外的な巻である。しかも巻名は、切出された物語本文のぐあいによつて、時には物語本文の間に書かれたり、物語本文の終、注の冒頭に前後相接した中に記される例もある（梅枝・竹河）。この「なかみ」の例のように、前の巻の注と、後の巻の注とが巻名を間に探んで、間に一行の余白もなく、同一見開きの中に書かれた例は、他に横笛巻のみである。しかも横笛巻では、柏木巻の注の途中が白紙で隔てられることはない。それ故右のように書誌的にみて、この本としては全くの例外的な記載のされかたをした帯木の注の後尾が空蟬のそれと誤られる可能性は十分にあるであらう。もつとも、大島本と自筆本とは、文面にも相違があり、

大島本では、
なかみ 何神字 長賦中賦

問安家答云なかみ天一神也

古俗所稱專「」可為中字賦 金櫃経云天一立中央為十二將定吉凶断事者也如此文者中字無不審賦 凡天一神巡方八方猶天子巡狩方岳云々每其方名号注異未有中有中神之号只和語凡

俗之詞所伝承也 件方忌事古今所違来也。

（注）「有中」二字は衍でミセケチ。また・印を付した二字は、「源語古抄」では「注」は「雖」に作り、「源語古抄」及び京大本では「末」は「未」に作る。

とあるが、自筆本では、

なかみ

安家説

天一神也 世俗所稱奈加神 中神カ

金櫃経云 天一立中央為十二將定吉凶断事者也 如此文者中字無不審賦 件方忌事古今所違来也

とある。また奥入諸本のうち、類従本は自筆本に同じく、京大本・九大本・神宮文庫元禄十年本等の別本系さらに「源語古抄」などは大島本に近い。また一般に、第一次奥入本文に近い項目が多いと思われる河海抄や紫明抄も、またこのばあいに自筆本系の本文であつて、その間の経緯には明らかにし難いものが多く、かんだんに第一次本と第二次本との前後関係を云々するわけにはいかず、この点からは、問題を保留するほかないことをお断りしておきたい。しかし、前述のような書誌的条件は、第二次本から第一次本への推移説に加担するものであり、自筆にある「凡天一神……所伝承也」の四十三字は、その際何らかの理由で削られたと一応見ておいてもよいのではあるまいか。

しかし、実は帯木空蟬両巻の注についてはさらに別の問題がある。これは「大成」にも指摘されなかつたことが、自筆本空蟬巻の左の相接する二項である。

(A) すゝか河いせをのあまのすて衣しはなれたりと人や見る覧
(B) とりかへすものもかなや世中を有しなからのわか身とお
はむ

の二条は、現空蟬卷末に近く、空蟬の心理を述べたところの、「いかに伊勢をのあまのしはなれてやなど思ふにまたたならず」ありしながらの我身ならばと、取りかへすものならねど忍びがたければ」に対応する注であり、

(A) は、後撰集恋三、誦人しらすの歌には

鈴鹿山伊勢をのあまの捨衣しはなれたりと人や見るらむ

とあって、小異がある。が、おそらく民謡風の類歌であらう。ところで、第一次本では明齋本、大島本ともに、帯木巻に置き(空蟬巻に注は全くない)歌詞も「すゝか河」が「すゝか山」「すて衣」が「ぬれ衣」と変っている。また京大本その他の別本、及び「源語古抄」でもA・B共に一次本の形で帯木巻にあり、その上、別本では空蟬巻にもAがこれは自筆本と同じく「すゝか河」「すて衣」の形で重出してあり、「源語古抄」では、同じく空蟬巻にA・B共に重出し、Aは別本と同様「すゝか河」「すて衣」の形である。

今こゝで「すゝか河……すて衣」の形と「すゝか山……ぬれ衣」の形のどちらが、オリジナナルなものであるかを決定するのは、困難というほかない。後撰集の歌詞は兩者の混合体であつて決り手になりえず、またこの種の民謡らしいものの常として、当然部分的な歌詞の変動は想像されるからである。また国歌大観の用例に徴しても、「すゝか河」「すゝか山」は当時双方共に多く用いられ「ぬれ衣」も多い。「すて衣」はこの後撰集の一例しか、定家以前には見

当たらないけれども、だからとて、典拠たる資格にひびくわけではない。定家がそれを採っているのが何よりの証拠である。要するにここでは、歌詞から考えることは断念して、右のような事項の配置からみて、別本や源語古抄が第一次本を受けながら、自筆本によって補った形蹟もあることを指摘するに止めるほかに、第一次第二次の前後関係については、何等の発言もなし得ないように思われる。帯木・空蟬・夕顔三帖の成立については、「かがやく日の宮」巻の存否の問題も絡んで、複雑な事状があるようで、これは、改めて別に考えたい。

四

次に、前述、池田氏の挙げられた第二点、須磨・明石両巻の勘物が大島本に於いて入替っていることである。大島本はこれにつき、須磨卷末に「以上須磨巻也誤而書此巻」、明石卷末に「已上すまのまきの奥書也謬書之」と記して、その誤りであることを断つているが、池田氏はこの誤りが生じたのは雅康の時代のことではなく、定家の頃のこととされ、そうした誤りを生むような可能性が両巻の構想上の問題として伏在したのではないかと説かれた。もし、他の第一次本が同一の誤りを示しているならばともかくも、伊行釈も、第一次本を受けることの多い別本系でも、この点では間違いのないところを見ても、それは第一次本全般に及ぶものではなく大島本だけの問題なのであらう。この種の混乱を以て、直ちに源氏物語の

構想の問題にむすびつける事は、いさか論理の飛躍を免れず、むしろ単純な過失とみておいた方が穩当なのではあるまいか。

最後に「史記呉世家」の件である。前述の如く、これは第一次奥入と自筆本では竹河巻にあるが、自筆本の古い臨模本である高野本と東山御文庫本とは「竹河巻の前」にあることが、竹河巻の性格に関して問題とされるのである。私は東山御文庫本・高野本とも未見のため「竹河の前」とはどのような形なのか確かめ得ないのであるが、少なくともこの両本が自筆本をもとにした本であり、またこの個所に於いて自筆本に改修の形跡が認められない以上、このことを重視すべき理由が分らない。又それはともかくも大島本・別本もすべてこの項は竹河巻にあり、けつきよく当面の第一次本・第二次本の相違点はここにはなく、奥入の成立順序を云々する資料としては、やや不十分ではなからうか。

以上、池田氏が源氏物語の構想論成立論に關し、現存物語とかなり相違する原作の存在を推定されるに當つて、一つの根拠としてあげられた奥入の記述四点を中心として検討を加えた結果、それらが氏の主張されるごとく、必ずしも第一次奥入↓第二次奥入の成立過程をとつた証拠とは考えられず、逆に第二次↓第一次と考えるに都合のよいものが多いと云えそうで、従つて、第一次奥入の資料的価値に多少の疑問が生じるわけで、その点に關するかぎりでは、氏の源氏物語成立論は動揺せざるを得ないのではないかと思ふ。しかし、このことは必ずしもまた奥入跋文にいう真の意味での第

一次奥入（物語各巻末に注がまともめられていた段階・あるいはさらに遡つて物語本文中に、注の書入れがあつた段階なども）が存在しなかつたと云おうとするのではない。それはもちろん自筆本奥入の前段階として存在したにちがいないし、その中の多くのものが、定家の云う通り巷間に漏れ出たこともたしかであろう。然しそれらがそのまま直ちに現存「第一次」奥入に続かわけではあるまいといつていいたであらうし、また別本系の本文にも流れていったであろう。しかしその間の具体的な把握は今後の課題としておきたい。今は一応の中間報告で責を塞ぐのみである。

〔注〕

1. 池田氏『源氏物語大成巻七』第二部第二章同第六章。
2. 山脇氏『源氏物語大成書評』國語と國文学昭和三十二年七月
3. 待井氏『源氏物語奥入成立考』國語と國文学昭和三十五年二月
4. 大津氏「源氏物語奥入」解題、『源氏物語事典』下。類従本と自筆本とを比較すると、自筆本にあつて類従本に缺けているもの十九項。ほゞ全体に亘つて、一項あるいは二項ずつくらいが落ちてゐる。（ロ）自筆本になく類従本にあるもの十一項。その中別系統本と共通するもの七項、類従本独自のものは「いたはりなきしろたへの衣」「うきにまぎれぬ恋しさの」「いがたうめ」の三項である。
- （ハ）事項配列順の転倒は十一個所。ただし順序が大きく

くるつてゐる所はない。

6. 大津氏はこの別系統のものの共通点として(イ)定家の跋文

「此愚本、求数多旧跡之本」云々がないこと(ロ)帚木注が第一次本と一致していること(ハ)蜻蛉・手習が巻名のみで注がないこと、(ニ)夢浮橋に「あふことは」の歌があることの四点を挙げておられる。京大本は美濃版三八丁江戸初期の書写にかゝるもの、自筆本によって訂したあとが随所に見られる。京大本を自筆本と比較すると、京大本は全四七四項目中、(イ)自筆本の四三五項目を有し、その一三三項目を欠く。(ロ)他に自筆本にない三九項目がある。また内容としては、右に挙げた大津氏のいう四点のほか、(ハ)夕顔・御法に注がなく、若紫・葵にも少い。

(ニ)自筆本に注のない螢巻に、類従本と同じく「わが身から」「ほととぎす」の二項がある、などが著しい特徴である。九州大学本は京大本にもっとも近いが、誤脱が多く、江戸中期の写本である。なお神宮文庫蔵元禄十年写本は同系であるが、小異がある。

7. 注9に記した「源語古抄」の「定家卿奥書云」の文字からみても、「奥入」のことを「奥書」ともいったらしい。各巻末勅物附載の形から生じた名であろう。ただし、この本のはあいには、別冊自筆本のできる以前の形に基づくのか、あるいはそれ以後、新しく各巻末に移された形に基づくのかは、不明である。

8. 別本奥入と第一次奥入、第二次奥入との関係については、

両者異同ある場合には、別本の本文は第一次奥入に近いものが断然多い。その詳細については、別稿を用意している。

9. この本は美濃版袋綴、五十五丁、奥書はなく、近世初期の書写本。表紙に「源語古抄」と朱で打付書、内題は扉の裏面に貼紙を以て「源語古抄」と書く。改装された帙の表紙には「源語古抄」とある。内容は六一三項目を含み、その中自筆本にない八八項を有し、又自筆本にある四四項を缺く。かつ「かわ笛」の注に「定家卿奥書云或人云猶筆を可謂歟」(傍線個所他本になし)などあったり、一体に「未勘」が少く、自筆本に「未勘」とある「花ふらせたるたくみ」に詳注が付いていること、また注には多く物語本分を掲出し、自筆本等に上半句しか出さなかつた和歌に下句をも補足することなどからみて、おそらく定家以外の後人の手が加わつた増補本であろう。詳細は別稿。

10. 一般に紫明抄や河海抄に引用された奥入本文は、第一次・第二次間に異同のあるばあいは第一次奥入に一致するものがすこぶる多いようである。又それだけ別本系本文に近いとも云える。但しこれにもかなりの例外があることもたしかで、問題の解決は今後の研究に俟ちたい。

(追記) 本稿執筆に際し、京大国文研究室及び神宮文庫の方々に種々の便宜を御取計い頂いた。御好意に対し、あつく御礼申上げる。